

田原市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原市図書館（以下「図書館」という。）が購入する雑誌のカバー等に民間企業等の広告を掲載し、広告料収入を得ることにより、図書館が有する資料の充実及び市民へのサービス向上を図るため、田原市広告取扱要綱（平成23年6月16日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、田原市図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体等)

第2条 広告を掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）は、図書館が購入する雑誌を覆うカバー（以下「雑誌カバー」という。）及び雑誌架とする。

2 広告を掲載する位置は、次の各号に掲げる広告媒体に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 雑誌カバー 表面（上部中央付近で、雑誌のタイトルが隠れない位置）
及び裏面

(2) 雑誌架 各雑誌が配架される場所の前面

3 広告1枠の規格は、次の各号に掲げる広告媒体及び位置に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 雑誌カバーの表面 縦7センチメートル 横14センチメートル

(2) 雑誌カバーの裏面 A4サイズ未満。ただし、雑誌の大きさを限度とする。

(3) 雑誌架 縦15センチメートル 横21センチメートル

4 広告が掲載された雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。

(広告単位等)

第3条 広告の掲載は、雑誌1冊に係る雑誌カバーの表面及び裏面並びに雑誌架（当該雑誌が配架される場所の前面に限る。）それぞれの広告1枠をまとめて1単位とする。

2 広告の掲載は、前項の1単位につき1人分の広告とする。ただし、同一人が複数の雑誌に広告を掲載することを妨げない。

（広告の掲載期間）

第4条 広告の掲載期間は、広告を掲載しようとする者が希望する日と第8条第1項の規定による広告掲載の決定がされた日のいずれか遅い日以後に発行される雑誌の最新号から当該日が属する年度の3月末日までに発行される当該雑誌の号の次号発売日前日までとする。

（広告掲載料）

第5条 広告掲載に要する料金（以下「広告掲載料」という。）は、掲載する雑誌に応じ田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が作成する雑誌リスト（以下「雑誌リスト」という。）に定める料金（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（広告の募集）

第6条 広告の募集は、市及び図書館ウェブサイトへの掲載、チラシの配布等により行う。

2 広告の募集期間その他の募集に必要な事項は、募集要項に定める。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載を希望する者は、田原市図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に必要な書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みに当たっては、雑誌リストから広告掲載を希望する雑誌を選択するものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定により広告掲載の申込みがあったときは、要綱第9条に規定する広告審査委員会又は広告掲載判定会の結果を踏まえ、広告掲載の可否を決定し、その結果を田原市図書館雑誌スポンサー広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により申込みをした者に通知するものとする。

2 前項の広告掲載の可否の決定に当たり、同一の雑誌に広告掲載を申し込む者が2人以上あった場合は、次に掲げる順位により雑誌スポンサー(同項の規定により広告の掲載を決定した者をいう。以下同じ。)を決定する。この場合において、同一順位の者が複数となる場合は、先着順によるものとする。

(1) 第1順位 市内に本社又は本店を有する者の広告

(2) 第2順位 市内に支店、営業所等を有する者の広告

(3) 第3順位 前2号の規定に当てはまらない広告

(広告掲載料の納付)

第9条 雑誌スポンサーは、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(原稿の提出)

第10条 雑誌スポンサーは、教育委員会が指定する方法により作成した広告の掲載原稿(以下「原稿」という。)を、教育委員会が指定する期日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 雑誌スポンサーは、原稿を自己の負担で作成し、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

3 雑誌スポンサーは、第1項の規定により原稿を提出した後、原稿を差し替えるときは、速やかに田原市図書館雑誌スポンサー広告内容変更届(様式第

3号)及び変更後の原稿を教育委員会に提出しなければならない。

(広告変更の求め)

第11条 教育委員会は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱若しくは田原市広告掲載基準(平成23年6月16日施行)に抵触していると認めるときは、雑誌スポンサーに対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定による広告掲載の決定(以下「掲載決定」という。)を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する期日までに広告掲載料を納付しないとき、又は納付する見込みがないとき。
- (2) 第10条第1項に規定する期日までに原稿の提出がないとき。
- (3) 雑誌スポンサーから広告掲載辞退の申出があったとき。
- (4) その他教育委員会が広告掲載を適切でないと認めるとき。

2 雑誌スポンサーは、前項第3号の規定による申出をするときは、広告の掲載を中止しようとする雑誌の号の発行日の2月前までに田原市図書館雑誌スポンサー広告掲載辞退申出書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定により掲載決定を取り消したときは、田原市図書館雑誌スポンサー広告掲載取消通知書(様式第5号)により雑誌スポンサーに通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第13条 市に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載を行う雑誌が休刊し、又は廃刊した場合その他雑誌スポンサーの責めに帰さない

事由により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料は、広告の掲載を予定していた雑誌の発行回数に対し、広告の掲載を止めた雑誌の号以降の発行回数の比率により算出する額（当該算出した額に1円未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、還付する広告掲載料に利子は付さない。
- 3 雑誌スポンサーは、広告掲載料の還付を受けようとするときは、田原市図書館雑誌スポンサー広告掲載料還付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

田原市図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

田原市教育委員会 殿

申込者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

田原市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第 7 条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲載希望雑誌

※一覧の番号、雑誌名及び館名を御記入ください

2 広告掲載開始希望日 年 月 日発行分から

- 3 連絡先等
- (1) 担当部署：
 - (2) 担当者氏名：
 - (3) 電話番号：
 - (4) Fax：
 - (5) E-Mail：

- 4 提出書類
- (1) 会社案内等（会社の概要が分かるもの）
 - (2) 法人登記に係る現在事項全部証明書
（個人事業主の場合は、住民票の写し。ただし、田原市内に住所を有する場合を除く。）
 - (3) 広告原稿案（内容及びデザインが分かるもの）
 - (4) その他田原市教育委員会が必要と認める書類

（注）田原市広告取扱要綱第 6 条第 2 項に該当する場合は、(2)の書類は必要ありません。

（同意事項）

- ・田原市広告取扱要綱第 8 条第 2 項の規定に該当する事実はありません。
- ・田原市の住民基本台帳及び市税等の納付状況を確認することに同意します。
- ・田原市広告取扱要綱、田原市広告掲載基準、田原市図書館雑誌スポンサー制度実施要領、田原市図書館雑誌スポンサー広告募集要項の規定を遵守します。

様式第2号（第8条関係）

田原市図書館雑誌スポンサー広告掲載・不掲載決定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

田原市教育委員会

年 月 日付けで申込みのあった田原市図書館雑誌スポンサー
一広告掲載の可否について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

- 1 広告掲載の可否 可・否
- 2 可の場合は今後の手続
- 3 否の場合はその理由

様式第3号（第10条関係）

田原市図書館雑誌スポンサー広告内容変更届

年 月 日

田原市教育委員会 殿

申込者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

田原市図書館雑誌スポンサーの掲載広告について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更後の掲載原稿
別添のとおり。
- 2 変更の理由

様式第4号（第12条関係）

田原市図書館雑誌スポンサー広告掲載辞退申出書

年 月 日

田原市教育委員会 殿

申込者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

田原市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり雑誌スポンサーの広告掲載を辞退します。

記

- 1 雑誌名
- 2 広告掲載最終希望雑誌 年 月発行まで
- 3 辞退の理由

様式第5号（第12条関係）

田原市図書館雑誌スポンサー広告掲載取消通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

田原市教育委員会

年 月 日付けで決定した田原市図書館雑誌スポンサーの広告掲載について、下記のとおり取り消します。

記

- 1 取消年月日
- 2 取消しの理由

様式第6号（第13条関係）

田原市図書館雑誌スポンサー広告掲載料還付請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

田原市図書館雑誌スポンサー制度の広告掲載料について、下記のとおり還付してください。

記

- 1 雑誌名
- 2 広告掲載を取り消す号 号以降
- 3 振込金融機関

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		本店 支店 支所 店
預金種目	1 普通	2 当座	
口座番号			
口座名義人			

※口座名義人は請求者本人とする。